

契約理由書

1. 業務件名 平成29年度宮崎管内道路事業整備効果検討業務
2. 履行場所 宮崎河川国道事務所管内
3. 契約の相手方 住所：福岡市博多区博多駅東3-6-18
会社名：株式会社 福山コンサルタント
電話：(092) 471-0211
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、「東九州道（清武JCT～日南北郷）」、「一般国道10号都城道路Ⅱ期」及び「一般国道10号新富バイパス」について事業再評価資料、「東九州道（日南北郷～日南東郷）」、「日南・志布志道路」、「一般国道10号都城道路」及び「日南防災（北区間）」については整備効果等の資料作成を行うものである。

2) 業務の内容

- ・計画準備 一式
- ・事業再評価資料作成 一式
- ・整備効果検討・資料作成 一式
- ・報告書作成 一式

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を29者が入手（ダウンロード）し、3者から参加表明書が提出され、3者が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち3者を技術提案書の提出者として選定し、3者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定管理技術者の資格及び実績等、配置予定管理技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に「実施方針・実施フロー・工程表・その他」の「その他」における「重要事項の指摘」が記載されていること、及び評価テーマの「東九州道（清武JCT～日南北郷）」の事業評価資料作成における留意点に対する技術提案について、「的確性（着眼点、解決方法）」、「実現性（説得力）」について最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

宮崎河川国道事務所 調査第二課長